

翻訳

ハ・サンボク著『死者の政治学』所収 第 7 章 「国立顕忠院—『反共軍事主義』の空間」

“Seoul National Cemetery—Space of *Anti-Communist Militarism*” by HA Sangbok, Chapter 7,
in *Politics of the Dead*, Motive Book Ltd., 2014, pp. 318-326.

金世徳*
KIM Saeduk

Where and how is the worship of the dead practiced? Tracing the origin and political development of the Seoul Memorial Cemetery, this paper examines the process of how it has become a representative space to represent and reproduce the ideology of the conservative forces in Korea. It observes political death and national cemeteries from an anthropological point of view, focusing on the history of the national cemeteries in Korea. It also examines how national cemeteries evolve and change in modern politics to identify the changes in ideologies attached to the Seoul National Cemetery.

キーワード：国立墓地 (National Cemetery)、イデオロギー (ideology)、反共軍事主義 (Anti-communism)

1. 解題

著者のハは、韓国国立木浦大学政治言論広報学科教授として在職している。主な著書として、2007年に出版された『パンテオン：聖堂からフランス共和国墓地へ』と、2019年に出版された『権力の誕生』などがある。その特徴として、文化と象徴が政治、特に権力と結ぶ関係に学問的関心を持って研究している。

本翻訳は、『死者の政治学』(1994)の中で、ソウル顕忠院の誕生と進化を歴史と政治史で追跡し、韓国の保守勢力のイデオロギーを表象し、再現する代表的な空間になった過程を探っている。

まだ韓国ではあまり馴染んでない「ダークツーリズム」について、ソウル顕忠院の歴史と政治史をみながら、「国立墓地とダークツーリズム」について考えてみよう。

1998年から2007年まで韓国では植民地解放以後、近現代史解釈、民族主義意識で過去政権とは根本的に異なる二つの政権、すなわち国民の政府(金大中政権)と参加政府(盧武鉉政権)があった。国家的ドクトリンで連続線上に立っていると言える二つの政権は、植民地朝鮮の近代化に関する日本帝国主義(以下日帝と略す)の地位と役割、解放後、米国の韓国に及ぼした政治的影響力、北朝鮮に対する歴史的、政治的認識など韓国の近代体制建設に深く関連した問題と要因について、既存の政権とは異なる政治的解釈を試みた。

国民の政府と参加政府は植民地近代性に要約される歴史論争

で日帝植民地の歴史を非常に否定的に眺め、韓国の近代国家建設に関連した米国の役割についても既存の肯定的見解とはかなりの距離を置いていた。また、北朝鮮問題に対しても戦争を起こした、韓国の主敵という観点から逸脱し、和解し統一しなければならぬ民族主義のパートナーとして理解しようとした。そのような異なる歴史的、政治的解釈で、韓国社会は「南南葛藤」¹⁾と呼ばれる前例のない理念対決と葛藤の渦に吸い込まれた。

解放以後、韓国で覇権を掌握して再生産してきた政治勢力は、日本の植民地、米国、北朝鮮の問題に対して、二つの改革的政権、あるいは進歩的政権とは明確に異なる立場をとっており、そのような理念的アイデンティティは一度も深刻な政治的挑戦にならなかった。そのアイデンティティに同意しない政治勢力が政治権力を掌握したことがなかったからだ。

「南南紛争政治」の期間中、敵対勢力は物理空間だけでなく、歴史解釈の舞台と政治的象徴の場所で互いにぶつかった。1950年代半ばに建立された韓国初の国家的墓地である国立ソウル顕忠院も、そのような歴史的、象徴的対決の場にならなければならなかった。国立ソウル顕忠院は反共主義と反北主義を核的な価値で守護してきた勢力の理念的殿堂だったことを喚起すれば私たちはなぜそこをめぐって保守と進歩が戦わなければならなかったのか理解することができる。

この本は、国立ソウル顕忠院の誕生と進化の歴史と政治史を

*大阪観光大学観光学部／韓国現代政治史

追跡することで、そこが韓国保守勢力のイデオロギーを表象して再現する代表的な空間となってきた原理と過程とメカニズムを見ている。そうすることで、韓国社会の理念的章を分けている南南葛藤の動学を理解するための新しいキーワードとして、獅子と国立墓地を提示している。

2. 翻訳

国立顕忠院、「反共軍事主義」の空間

麗水・順天事件ⁱⁱ⁾は、政府レベルから国立墓地の建設構想を立てて実践するようになった最初のきっかけだった。この事件により軍人や警察官が死亡すると、政府は戦死者らを安置する場所を探し始めた。そしてソウルの奨忠壇が選ばれた。この「奨忠壇」を選んだ理由を理解するには、大韓帝国時代にさかのぼらなければならない。

大韓帝国光武 4 年(1900 年)10 月 27 日、高宗の命令により南小宮—南小門の傍に位置していた御宮庁の分宮一の跡に奨忠壇が建てられる。「忠を奨励する」といったその名の意味が示しているように、奨忠壇は国のために命を捧げた人々を祀る場所だった。高宗は奨忠壇に次のような国家的意味を付与した。

忠義を持つ人を顕彰し忠節を守ることを奨励することで、代々に罪を容赦して孤児の面倒を見るのは国の堂々たる法律である。しかしある人は国の業のために命を失い、その親と妻子が寒さと飢えに喘ぎ、またある人は敵の刃により命を落としたものの、その面倒を国が見ないとすれば、人にどうやって良い行いを奨励できるのだろう。開国 503 年以来、将領、衛士、兵卒、掖属の中で殉節したり、負傷した人もいなくはなかったものの、彼らを表彰し、面倒を見るような恩典はこれまで施されなかった。それ故そのことを考える度に心苦しい。元帥府で世禄表を作成し等級を分けて施行したまえ¹⁾。

ここで「開国 503 年」という表現に注目する必要がある。朝鮮の開国 503 年とは、つまり 1895 年を意味するが、その後に「殉節」や「負傷」を招いた事件とは乙未事変である。大韓帝国の政治的支配権をめぐる周辺列強の角逐の中で発生した事件で、高宗は妻の明成皇后をはじめとする訓練大将の洪啓薫など多くの忠臣を失う手痛い経験をしたものの、彼が述べているように当時は政治的悲劇の犠牲者らを追悼する余力がなかった。そうした意味から奨忠壇は、一人の個人としての手痛い経験、そして国父としての苦痛が凝縮された空間であった。

奨忠壇における祭祀は、春と秋の二回にわたって行われた。しかしその翌年の 1901 年 2 月、陸軍法院—1900 年に設立された軍法を管轄する司法機関—長は高宗に対し上訴する。彼は最近忠義を守るために死んだ人々を称えるのに不十分であると指摘し、それに該当する人物らを列挙した。

臣がそうした人々を一人一人挙げます。例えば壬午年(1882)に忠節を守り命を落とした故領議政忠翼公の李最應、故判書文忠公の金輔鉉、故判書忠肅公の閔謙鎬、故参判忠正公の閔昌植と甲申年(1884)に節介を守り死んだ故贊成忠文公の閔昌鎬、故判書忠文公の趙寧夏、故判書文忠公の閔泳穆、故判書忠肅公の韓圭稷、故参判忠正公の尹泰駿、故参判忠正公の李祖淵、中官の柳載鉉と乙未年(1895)に節介を守り死んだ故宮内府大臣忠肅公の李耕植、故侍従官忠愍公林最洙、故参領忠愍公の李道徹といった人物です。

そもそも奨忠壇は乙未事変の犠牲者を祀るために設けられた祭儀の空間だったが、陸軍法院長は上訴を通して壬午軍乱と甲申政変で死んだ臣下らまで含めるべきだと主張した。彼は自分の意見を明確にする。

壬午軍乱と甲申政変を含め、自らの死で節介を証明した旧忠臣にいったい何の誤りがあって、各家の祠堂で祭祀を行うだけで一軒の祠堂を持たせないのでしょうか。忠誠に報いて節介を賞する恩典はどうなっているのでしょうか。過去に奨忠壇を建てて祭祀を行ってから、軍の士気は限りなく高まったことがあります。一方、上のような多くの臣下が命を捧げて殉国した忠烈は、まさに一時の戦いで命を落とした将帥や軍人に劣らないものの、只軍人ではないという理由で祭壇で祀るべき対象から外されている故、これは本末が転倒したことになります。よって祠堂を建てて毎年祭祀を行えば、あの世にいる忠誠を持ち義を重んじる魂を慰められると思います。どうか早急に有司に命じ対策を講じて施行するようにしてください。

この上訴から、奨忠壇とは「武官」の英霊が安置されている場所であることが分かる。南小宮を奨忠壇の建設地に選んだことから、またその象徴性がうかがわれる。高宗はこの上訴を受け入れた。

忠誠を賞し節介を奨励するのに、如何にして文官と武官の区別をつけることができるだろう。この上訴は確かに理に合っているゆ

え、掌礼院をして稟処するようにしたい²⁾。

日本の帝国主義的野心に立ち向かった武官と文官の霊を祀った祭壇であるだけに、日本の大韓帝国侵略の欲望が露骨になればなるほどその空間は抗日意志を高揚する崇高な場所となっていた。当時、広く一般に歌われていた「漢陽歌」は獎忠檀の象徴性が民の中で広く共感を得ていたことを示す。「太山の下に建てられた獎忠檀、国のために命を捧げた霊を祀っている／太山のような義理で命を些細なことと考える／賞すべき人よ」

再び麗水・順天事件に戻りたい。政府は国立墓地の原初の形態ともいえるこの獎忠檀を、国家的犠牲者らを追悼する場所として使うといった象徴的見方を持っていた。1948年には合同慰霊祭をソウル運動場にて開催した後、345人の戦死者を獎忠檀に安置する。彼らは麗水・順天事件の犠牲者だった。また、その翌年も102人の戦死者を安置することで、政府は獎忠檀を国家的追悼の空間として位置づけしていった³⁾。そして戦死者らのための祠堂である獎忠祠の改修工事を1950年4月に完了し、同年6月には1600人余りに対する戦没軍人追悼会を催した⁴⁾。獎忠檀はまさに国家的犠牲者らに向けた全国民の愛国主義が集中される空間であった。ある新聞の記事はその点を明確に示している。

あの遠い南海の濟州島漢拏山における麗水・順天事件の鎮圧作戦で、智異山と太白山の討伐作戦で、そして魔の38線で、自らと家族を考えず民国に資する熱い純情を抱いて「民国万歳」を叫びながら散華した英霊らがいなかったとして、今日の民国が存在できるとする同胞は誰一人いないだろう。[...] 政府は本日を「臨時獎忠休日」と定め、民族を挙げて戦没兵士の忠誠を褒め称えるところである。午前10時を期し弔慰サイレンが一齐に鳴り渡ることになるが、これに一般市民らには獎忠檀に向かって一分間黙祷をしてもらいたい⁵⁾。

しかし獎忠檀は、増え続ける戦没者を全て収容するには力不足であった。そのため政府は陸軍本部のリードの下で新しい墓地を建てるための候補地を探さなければならなかった。またこの過程で獎忠檀のプレゼンスは次第に風化していく。そして新しい墓地の敷地を物色している中、朝鮮戦争が勃発し、遂にこの計画は暫定的に中止せざるを得なくなった。周知のように戦争初期において南側は慶尚道まで後退しなければならず、その過程の中で兵士たちの大規模な犠牲は避けられなかった。政府

としては、たとえ臨時であるにせよ、戦死者を管理する空間を設けなければならなかった。そして釜山の金井寺や梵魚寺に設けられた「殉国戦没将兵英霊安置所」がその役割を担った⁶⁾。

ところで内戦により想像を絶する戦死者が出ると、政府は戦没者らを安置する墓地を探すのに本格的に力を入れ始めた。陸軍本部人事参謀部を中心に、墓地候補地踏査班を発足し、第一次は大邱、第二次は慶州一帯を回った。陸軍工兵監室のリードで調査作業を進めたものの、現地踏査を行った軍の上層部はこれらの地域が浸水の可能性などいくつかの点で適さないとの結論を出した。その後1952年5月6日、国防部長官会議において陸軍墓地設置の問題が再び議論された。会議では陸軍の案通りに墓地を建設する場合、他の軍も墓地を設けようとする筈であり、その場合予算と人員、そして管理の統一性から多くの問題が発生するという判断がなされた。その結果、陸軍が進めていた墓地設置の計画を見直し「三軍総合墓地」の設置を推進することにした上で、その名称は国軍墓地にすることになった⁷⁾。

そうした決定により、1952年5月26日、国防部の主管の下、国軍墓地候補地を選定するための三軍合同踏査班が組織され、同年の11月3日には軍墓地設置委員会が立ち上がり、1952年11月から翌年の9月まで7回にわたり、10の地域を対象にした踏査が行われた。

1952年の冬と1953年の夏の2回にわたって踏査を行ったことから分かるように、国防부는1952年1月9日にまとめた「国軍墓地の設置に関する建議書」でも牛耳洞の敷地が様々な面から最も適しているとの意見を示した。つまり、牛耳洞一帯について交通、土質、排水、住民との関係からして最適の候補地と評価している⁸⁾。

表-1 国軍墓地の設置に関する建議書

選定基準	
交通関係	-全国、または韓国の中心地域 -前方から遠い過ぎることなく、近接してもいない
面積	-最低 330,580 m ² 、50000 基準
用地種別	-国公有地を優先し、止むを得ない場合は私有地も許容
排水関係	-低湿地を避け、排水の良いところ
住民との関係	-できるだけ民家と部落のないところ

出処：国立ソウル顕忠院『民族の魂』第6集、p.12。

しかし最終的には牛耳洞ではなく銅雀洞が選定された。これは牛耳洞一帯が相対的に前方に近いという位置の問題が指摘された結果と見られる。銅雀洞は1953年9月29日、李承晩大統領

領の裁可を得て国軍墓地の敷地として確定された。その後、1953 年 10 月 8 日から 11 月 5 日まで測量を行い、翌年の 3 月 1 日に整地工事を始めてから 3 年をかけて墓域 23 万 8 千 17 m²を造成した⁹⁾。

1956 年 4 月 13 日、政府は大統領令第 1144 号より「軍墓地令」を制定した。その主な条項を見ると次のとおりである。

第 1 条 国防部長官所属の下に軍墓地(以下、墓地という)を設置する。前項の墓地はソウル特別市永登浦区銅雀洞に位置し、その境内の他人所有の土地、林野、建造物、工作物などを使うときは、その他人の同意を得なければならず、使うに相当する補償をしなければならない。

第 2 条 前条の墓地には軍人、仕官候補生及び軍属(その他の従軍者を含む)として死亡したもののうち、その遺家族が希望したり、遺家族に奉送できない遺骨、遺体を埋葬する¹⁰⁾。

ここで国軍墓地に安置できる資格に注意する必要があるが、上の第 2 条によると軍の墓地にはその名にふさわしく「軍と軍に関係する人」のみを安置するよう厳しく制限している。にもかかわらず、政府は 1957 年 1 月 7 日に改定された「軍墓地令」(大統領令第 1228 号)により資格基準の範囲を拡大した。改定された軍墓地令は国軍墓地としての性格を再確認しているが、安置の対象者を制限的に拡大することを明らかにし、国軍墓地の意味の見直しの可能性を初めて提示している。改定された軍墓地令第 2 条による安置の対象者は次のとおりである。

前条の墓地には軍人、仕官候補生及び軍属(その他の従軍者を含む)として死亡したもののうち、その遺家族が希望したり、遺家族に奉送できない遺骨、遺体を埋葬する。前項の規定にも関わらず、墓地には国防部長官の提請の上で国務会議の議決があった場合に限り、殉国烈士、または国への功績が著しいものの遺骨、遺体を埋葬できる。

国家的死として記憶すべき対象には、軍人の他にも「国家有功者」が加わった。このような資格基準の拡大をどう理解すればいいのだろう。1956 年 8 月 15 日、第 3 代大統領就任演説で、李承晩大統領は次のように外交上の懸念を表明した。

我々の国際関係において 2 番目に大きな問題は、日本が共産党と益々親密になっていくことです。日本は使節団を中国共産党と北

朝鮮に相次いで送り、共産党との結束を図っています。[...]もし日本が北京とモスクワの共産党の跡を追うことになれば、如何なる結果を生むのでしょうか¹¹⁾。

1950 年代の初めや半ばは、韓国において日本を敵対視する感情や日本の動きを懸念する声が高まっていた時期である。1952 年 1 月の李承晩ラインの宣言により、日本との間で外交摩擦が生じた。1956 年、日本がソ連との関係改善の動きを見せたことに脅威を感じていた韓国であるが、大統領の就任演説の中の日本に対する否定的なコメントはそのような政治情勢を反映したものである。国軍墓地については、李承晩政府が建設し同施設を軍人を追悼する空間として厳格に制限していたものの、その翌年の 1957 年に殉国烈士をはじめとする国家有功者までその範囲を広げたのも、同じような観点から理解できる。言い換えれば、日本との間で外交上の摩擦が生じていた状況により、対外的にも愛国主義を強調する必要があったのであろう。当時の殉国烈士の範囲には、相当数の「抗日」愛国義士が含まれていたことを考えなければならない。法制の形式において国軍墓地を完成した政府は、愛国的人物の埋葬儀礼を引き続き行うことでその内容を埋めていった。

公式に初めての埋葬が行われたのは 1956 年 1 月のことであった。国立墓地に最初に埋葬された人物が誰だったのかということは、その墓地の根本的な性格を示す鍵となる。韓国の国軍墓地に最初に埋葬された人物は、フランス国立墓地のパンテオンのように革命の英雄となった政治指導者でもなく、米国のアーリントン国立墓地のようにその名が知られている兵士でもなかった。そこには朝鮮戦争の「無名勇士ら」が埋められた。このことを見る限り、韓国の国軍墓地は少なくともその初期段階では、今のような階級的、もしくは政治的序列意識を反映してはいなかったと思われる。

国軍墓地の形式に最初の儀礼である無名勇士の埋葬を経て、1957 年 4 月 2 日には朝鮮戦争の戦死者遺体 191 体が安置された。国防부는 1956 年 9 月 9 日に陸軍戦死者 200 体と海軍戦死者 3 体の移送をはじめ、各軍が奉安していた戦没者らの遺体を国軍墓地に移してきたが、その中で陸軍下士の姜徳秀を含む 191 体を翌年国軍墓地の墓域に安置した¹²⁾。

この儀式は 1956 年 1 月に行われた無名勇士の埋葬とは異なる意味を持っている。上述したように無名勇士の埋葬が国軍墓地の形式として記された最初の儀礼としての象徴性を持っているとすれば、身元を追えた軍人らの集団的安置は、国家的犠牲

者らを記憶するという国立墓地の政治社会的機能が本格的な軌道に乗ったことを示す儀礼である。つまり国軍墓地のプレゼンスが本格的に具体化するきっかけになったとの意味であろう。

このように李承晩政権は軍墓地令を制定し、二回にわたる注目すべき埋葬儀礼を通し、国軍墓地の制度的、かつ実質的枠組みを作っていた。その後、四月革命で政権が崩壊し、それ以来の墓地の土台を強化していくことは次期政権に任せるしかなかったものの、この第 2 共和国の張勉政権では国軍墓地について注目すべき動きは見えない。

しかし朴正熙政権は違っていた。国軍墓地の政治社会的進化については朴正熙政権に注目しなければならないが、中でも最も重要なのは国軍墓地から国立墓地へその名称が変更されたことである。

1961 年の春、軍事クーデター¹³⁾により権力を握った朴正熙政権は、翌年の 12 月には憲政体制を樹立するための憲法改定案を国民投票にかけて可決させており、その可決によって成立した新しい憲法に基づき 1963 年 10 月と 11 月に、それぞれ大統領選挙や国会議員選挙を実施することで第 3 共和国の権力構造を固めている。

そして軍政体制から憲政体制への移行がほぼ終了した政治的時点で、国軍墓地での安置儀礼が行われた。1963 年 11 月 21 日の在日学徒義勇軍遺体の安置と 1964 年 4 月 15 日の学徒義勇軍遺体の安置である。朝鮮戦争に参加して死亡した在日韓国留学生ら 50 体—当時は東京「大行寺」に安置されていた—を国軍墓地に改葬してもらいたいという在郷軍人会駐日支部の要請を国防部が検討した上で、国务会議が最終的に議決した。同年 9 月 24 日には、朝鮮戦争で戦死した学徒兵の中で浦項に安置されていた 48 体に対し国軍墓地へ改葬することが議決され、翌年の 4 月 15 日、安置儀礼が行われた¹⁴⁾。学徒義勇軍の安置は正規軍人の安置とはまた違った象徴性を持っており、彼らの埋葬によって国軍墓地が示していた愛国的犠牲の精神がより一層強力な純潔性と高潔性を持つようになったと言える。

一方、政府は同じ年に前の事例とは著しく異なる意味合いを持っている愛国志士の埋葬儀礼を執り行った。1964 年 3 月 7 日、独立運動家の金載根が死亡すると、国防部は彼の国軍墓地への埋葬を提案した。「金載根は国に対し著しい功績を持つ愛国志士であり、故人と遺族の希望に基づきその遺体を墓地に安置することで故人の功績を追悼」する必要がある。この国防部の提案を受けて議論を行った国务会議は 3 月 10 日に独立運動家の安置を承認した。なによりこの決定は改定された軍墓地令第 2

条によるものであり、当時の国务会議録によると国务委員らは軍墓地令の他にも「国家有功者及び越南帰順者特別保護法」¹⁵⁾を法的根拠として用いている¹⁶⁾。

しかし、ここで矛盾の状況が発生した。というのもそのように二つの関連法令を用いてまで愛国志士の安置のために力を入れていた国务会議が、同日の会議で一貫性に欠ける決定を出したのである。会議録は「国軍墓地に軍人以外の遺体、または遺骨を安置することは法律上可能であっても、軍墓地の設置における本来の目的を考え、できる限り控えるよう留意してもらいたい」と記している¹⁷⁾。この国务会議からは、政府が国軍墓地の理念的純潔性を守ることをより重視していたことが分かる。しかし政府は、それから間もなくして追加的に二人の愛国志士、韓興根と金光振の遺体を国立墓地に埋葬することを決めた¹⁸⁾。

国軍墓地の理念的純潔性を守ることを強調したことと、抗日独立運動家 3 人の遺体の埋葬を行ったことの間で生ずる意味論的非両立性は、当時朴正熙政権の政治的存在論を検討することからその糸口を見出せるだろう。

朴正熙政権の物理的・理念的根本は軍部であった。軍事力を振るって権力を握り、軍事統治を長い間続けていた。第 3 共和政の憲政体制に移行したが、共和国が軍事統治の基底から離脱することはなかった。そうして点から朴正熙政権が国軍墓地に「軍人以外の遺体または遺骨を安置」することを「出来る限り控える」ようにすべきだという決定を下したのも十分理解できるが、そこで強烈な民族主義志向が露呈されたということを見逃してはならない。

朴正熙大統領の民族主義は民族に対する否定的評価から出発している。近代の歴史と国際政治を、民族と民族国家の対決と理解していた朴正熙は、韓民族がその競争舞台で負けてしまったと判断していた。

我々の歴史は、苦難の間に挟まったり、圧迫の路地になったりして、毎度侵略を受けるばかりの庭になったのである¹⁹⁾。

彼は、朝鮮王朝から軍事クーデターにより崩壊した第 2 共和国までを「退嬰、粗雑、沈滞の連鎖史」とであると解釈した。王朝の敗亡、国土分断、独裁権力、政治的無能力が続く時期であったという意味である²⁰⁾。そして彼は、そうした歴史の上で第 3 共和政の存在理由を正当化する。新しい共和国はそのような否定的歴史を後ろにして民族中興の時代を切り開く出発点にしなければならないとのことであろう。大統領の就任演説はそう

した彼の意志の表れだった。

一つの血統、この民族の胸の中に赤い血の湧き上がる奮発の鼓動と躍進は決して止まることを知りませんでした。半世紀の苦しい歷程を経験したものの、日本の帝国主義に向かって抗争した 3.1 独立精神は祖国の独立を勝ち取り、徹底した反共意識は 6 月 25 日の動乱で共産侵略を粉砕して国境を守り、熱烈な民主的信念は 4 月革命で独裁を撃退して民主主義を守り、続いて 5 月革命で腐敗と不正を排撃することにより民族の精気を取り戻し、本日ここに雄大な新共和国を建設することに至りました。しかし今日の我々が直面する現実を決して目的地に至った安心感ではなく、険しい露呈への新しい出発であります²¹⁾。

第 3 共和政は、その政治的観点で大変複雑な性格を呈している。権力主体の基準においては、依然として軍部勢力を主軸にしているとの面から軍政との政治的連続性を持っていたが、憲政秩序を復元し、それに基づいて権力構造を構築していく過程を踏んだとの面からは、政治的に正常化している体制であった。さらに大統領は軍部勢力を超越した民族という包括的主体の名の下で、全ての構成員を国家的目標へ先立たせようとした。

そうした観点から見ると朴正熙政権としては、国軍墓地に対して「二重の」アプローチが必要だったかもしれない。軍人のための墓地という胎生的原理を守りながらも、民族主義の理念の下で全ての国民を国家的課題に呼び込むといった新しい共和国の精神に適った空間に位置づけなければならなかったのである。我々が遭遇する国立墓地政策にはそのような二重の局面が反映されている。

政府は 3 人の独立有功者を安置したことから、さらに一步進んで国軍墓地の名を国立墓地に変えた。公式的名称から軍事主義の性格を排除したわけだ。1965 年 3 月 15 日、法制処長の名で国軍墓地を国立墓地へ名称変更をするとの案件が國務會議に上程された。法制処が示した提案の理由は次のとおりである。

現在、軍の墓地には戦役将兵と特定の愛国志士の英霊のみを安置しているが、これからは同施設を国立墓地に昇格し、戦役将兵のみならず、殉国先烈、愛国志士、国家有功者を全てここに安置することで、国立墓地をもって全ての愛国忠烈の英霊が眠る愛国と献身及び忠義の象徴地にすることで(1)全ての国民が彼らの崇高な殉国精神と偉勲を褒め称え、永久に仰ぐようにすることで、国民の愛国的な道義心を高揚する(2)頻繁に来韓する外国の貴賓と著名

人がここを訪れるようにすることで、外交の儀礼における国の威信を高め、国の名分を立てる(3)殉国先烈や愛国志士、国家有功者の墓地を用いた異見紛糾の社会的弊害を取り除く(4)虚礼虚飾的な慶弔の考え方に対する啓蒙的な儀礼と儀式として国民に提示するために同案を提出します²²⁾。

國務會議は名称変更案を可決した。1965 年 3 月 30 日、政府は大統領令第 2092 号により、国軍墓地を国立墓地に変更した。国立墓地令第 1 条は「軍人・軍属として死亡したものと国に功を有するものの遺骨、または遺体を安置し、その忠義と偉勲を永久に仰ぐために、国防部長官所属の下に国立墓地(以下「墓地」という)を置く」と規定している。

こうして法制からみた国立墓地は、軍人墓地という本来の位置から脱することとなった。ただし、国立墓地の管轄部署が「国防部」と明示されているとの点を見ると、名称や法律上の地位の変化にも関わらず、新たに誕生した国立墓地は軍人墓地としての本質的性格を越えられなかったと思われる。

しかしこれについて、もう一つの興味深い事実が見られる。1965 年 3 月 23 日に開催された國務會議に注目すると、1965 年 3 月 15 日に法制処が出した提案理由書からは「国立墓地に昇格し」という表現が見られるが、3 月 23 日の國務會議は「国立墓地に改称し」という表現に修正した内容を議決した²³⁾。その修正議決は何を意味しているのだろうか。

軍部権力体という本質を有する政府としては、国軍墓地のプレゼンスが国立墓地のそれより低いということを認めたくなかったと思われる。あるものから他のものへの昇格とは、つまり前のもののプレゼンスが後のものより低いということの意味しているからである。政府は「昇格」という表現を捨てて「改称」との言葉を用いることにより、国軍墓地が国立墓地のカテゴリに入るとの認識を避けようとしたと見られる。

改称が行われ、法律上の地位が見直されたものの、国立墓地が依然として軍人のための墓地であるように思われた理由は、そこを舞台として演じられた顕忠日追悼の辞を分析することによって説得力を得られる。

近代国家は、構成員らが国家の理念と価値を共有し内面化する文化政治的实践として、国民の祝日を制定し、周期的な儀礼を遂行している。祝日は「日常性、規則性、共同体性を基に国家理念の国民的発信と正当性の創出」²⁴⁾を目指しているが、そのような観点から「コメモラシオン(commemoration)」つまり「一緒に記憶すること」を意味する。

コメモラシオンは単なる過去の再現ではない。それは未来の再現でもある。コメモラシオンは単に自分自身を省みることではない。ひいては過去に対する回想でも想起でもない。それは言説と演出を通して過去を現すことであるが、そうした表現を通して今を生きる人々に共同の未来を提示し、彼らの共同的運命を表出することでもある。したがってコメモラシオンは歴史性と社会的時間認識の案内者であり、アイデンティティという網が組まれる空間である²⁵⁾。

そうした理論的脈絡から顕忠日を検討したい。反共軍事主義の国民的拡大を目標にする国の追悼日である顕忠日の舞台が国立墓地であることは極めて当然な流れに見える。

顕忠日は 1956 年 4 月 19 日に制定された。国立墓地令が制定されてから一週間後のことである。大統領令第 1145 号を用いて「官公署の休日に関する規定」を改定し、6 月 6 日を顕忠記念日に指定する²⁶⁾するとともに休日と定め、記念式を執り行い始めた。

では、以前には顕忠日に準ずる追悼日はなかったのであろうか。陸海空軍合同の戦没軍警追悼儀礼が 1948 年から行われていた。1948 年 12 月 1 日の第一回戦没将兵合同慰霊祭を皮切りに、1949 年 6 月 6 日には、殉国将兵合同慰霊祭が、1951 年 9 月 28 日には第一回陸海空軍合同慰霊祭が行われた。顕忠日の前史とも言えるだろう。したがって顕忠日は「主に軍隊の内部イベントとして行われていた 3 軍合同の慰霊祭が全国民のものになり始めた²⁷⁾」という意味をも持つ。

顕忠日が制定された 1956 年の春には、既に国軍墓地が完成し、朝鮮戦争で死亡した無名勇士の埋葬が終わった状況であり、戦没軍人らの追悼空間と追悼儀礼の間には政治論理的照応関係が公式的に成り立っていた。したがって国家的戦没者の遺体の国軍墓地への安置を繰り返して行い、それに合わせて追悼儀礼を毎年周期的に開催することによって国家的死者と理念を「一緒に覚える」ことは自然に作動していた。そうした観点から顕忠日の周期的開催は、制度としての国立墓地が大衆的にもその理念を拡大し定着していることを示す証拠であり、大統領の顕忠日追悼の辞は、国立墓地が標榜する理念と価値を象徴する言語体である。

顕忠日が制定された初年の 1956 年における追悼の辞で、李承晩は顕忠日を米国のメモリアル・デーにたとえて次のように言った。

[...]わが国軍が先に立って戦ったのであるが、わが青年がもし愛国心に欠けて他の衛星国家の人々のように皆が恐れ、戦線に出ようとしなかったのであれば、一体誰が国のために戦ったのであろう。我々は軍旗もなければ準備もなく、わが青年たちが赤手空拳で戦ったわけで、友邦が我々に手を貸してくれたお蔭でここまで来ることができたのであり、そのためわが国軍が反共戦線において強力な軍事の名で挙げられているのである。

追悼の辞は「この日にわが国軍将兵の全員を褒め称え、今年から設けられたこの顕忠日に全ての民衆が熱情を持って記念することを願い、また同時に軍人の遺家族に対し、言葉だけでも哀悼の意を伝えたい²⁸⁾と締めくくられている。顕忠日は朝鮮戦争で犠牲となった軍人のための追悼の日であることを明らかにしているのである。

翌年の顕忠日における追悼の辞においても同じような論理が示される。追悼の対象者を「反共戦線で、民族の永遠な自由を守るために自ら進んで生贓になった高貴な犠牲」を厭わなかった存在として描写し、その翌年にも「意味のない死ではなく、国の将来のために外敵から国を守った護国忠魂」として褒め称えている²⁹⁾。「反共戦線」「生贓」「犠牲」「外敵」「忠魂」といった表現は、言うまでもなく朝鮮戦争を念頭に置いたものであり、その過程の中で命を落とした軍人らを指している言葉である。反共軍人の墓地としての性格と顕忠日の理想的志向性が互いに明確に照応していることが分かる。

このような言説の様相は、朴正熙政権の顕忠日追悼の辞において変わりなく再生産された。言い換えれば、反共軍事主義が他の如何なる価値より重要なものであるように浮上したのである。以下は 1962 年の追悼の辞である。

建国の礎となった皆様の功勳に報い、祖国の将来のために命を捧げた皆様の遺志を受け継ぎ、自由民主主義と滅共統一を達成しなければならぬ。[...]皆様の遺志を受け継いだ我々の防衛力が強化され、民族の反共意識が強固になったことで、彼らはしつこく間諜侵略の策を弄しています。[...]世界中の自由民主国民の熱い反共意識は、彼らの侵略野心を必ず粉碎させてみせるでしょう³⁰⁾。

ここで言及された「皆様」は明らかに朝鮮戦争で死んだ軍人を指す。この後の二年間の顕忠日追悼の辞においても同じような推論ができる。大統領は第 8 回顕忠日追悼の辞において「共

産侵略の患乱」「滅共のための救国戦線」「砲火と戦乱³¹⁾」のような言葉を用いて朝鮮戦争を強調しており、その翌年も「6.25の戦火」「共産主義の黒い波」「侵略や赤化の好機³²⁾」のような言葉でやはり反共の価値を強調している。

上のような事実が一貫して示しているように、顕忠日は「自由民主主義」と「反共主義」に圧縮される、国家理念を守り犠牲になった軍人を称える日の意味をはらんでおり、そのような意味から見ると国立墓地はその名を変える前と後を問わず、本質的に反共軍人の追悼空間として維持されてきたのである。

ここに 1964 年とそれ以降の追悼の辞を比べてみると、追悼の対象者になる人に殉国先烈が追加されていく様子を確認できる。例えば 1966 年の追悼の辞は「ここで祖国の独立のために殉節した先烈と[...]この風景を見守り安らかに眠っています³³⁾」との文章で始まっている。殉国先烈についてはその後の追悼の辞においても引き続き触れているが、これは 1965 年、国軍墓地が国立墓地に名称変更となったことを反映するものと見られる。しかしそれにもかかわらず、ポイントはいつも反共軍事主義に置いてあった。1968 年と 1969 年の顕忠日追悼の辞を見ると殉国先烈と反共軍人を同時に取り上げており、その後の演説は、その内容の殆どが反共軍事主義を強調するものとなっている。

我々は北傀の蠢動を座視してはなりません。彼らの蛮行に決して黙ってはいけません。命懸けの闘争を覚悟し、わが祖国、わが郷土を自分の力で守ってみせるという自主国防の体制と力量を備えなければなりません³⁴⁾。

[...]悪辣な共産主義の北朝鮮の傀儡は、最近に入り再び挑発的の蛮行を敢行しています。痛嘆に耐えなく、重く受け止めるべきです。彼らが武力統一を公言し、侵略の悪巧みを行動に移す以上、これは、我々の平和な国土や安全な楽土に対する大きな徴発であり、不愉快な試練にしか思えません。我々は北傀の蛮行を座視するには偲びません。彼らの蠢動に決して黙ってはいけません。命を懸けてわが郷土を自分の力で守ってみせるという自主国防の体制を備えなければなりません³⁵⁾。

国を失ったのは過去のことであるが、北朝鮮による共産主義の脅威は現在のものである。この論理から浮き彫りになる存在は反共軍人に他ならない。ここでは 1974 年の顕忠日追悼の辞が北朝鮮の共産主義の脅威を取り上げることから始まる点に注

目したい。

本日、我々は、共産主義者らによる侵略脅威がいつにも増している中、第 19 回顕忠日を迎えました。私はこの厳粛な日に際して、我々に課されている反共救国の課題はまさに重、かつ大なるものであることを全ての国民と共にもう一度痛感し、護国の鏡である英霊らの忠節を褒め称え追悼し、敬虔な心を持って、冥福を祈ります³⁶⁾。

顕忠日追悼の辞を分析すると次のようなことが分かる。李承晩政権は軍墓地令を改定することによって戦没軍人のみならず殉国烈士と国家有功者の安置を承認している一方、朴正熙政権は国立墓地令を制定することによって国軍墓地を国立墓地へと名称変更し、制度的レベルから軍人墓地の機能やプレゼンスを高めようとしただけでなく、金載根をはじめとする抗日愛国志士の安置を通じ、国立墓地の実質的内容を埋めていこうとした。しかしそれにもかかわらず、国立墓地の管理主体は引き続き国防部となっている上、国立墓地を背景に開かれた顕忠日追悼儀礼のメッセージが反共軍事主義を目指していたという事実は、国立墓地が依然として軍人墓地としての根源性を維持していたとのことになる。「顕忠日は実際に戦没将兵(朝鮮戦争の戦死者)のみを追悼する記念日として制定されていた」という立論はこのような論理の延長線上から読み取れる。

3. 結論

韓国の社会科学界で国立ソウル顕忠院を含め、国立墓地に関する本格的な研究書は探しにくい。報勲政策関連報告書や事実中心の記録物は存在するが、それらは社会科学的分析フレームを欠いている。これまで韓国の国立墓地を観察して追跡する著述も見られない。歴史的過程と理念的特性に関する比較論は、韓国国立墓地の普遍性と特殊性を理解する上で、さらに韓国国立墓地の政治的矛盾を解決する上で重要なモチーフと視覚を提供することができる。その点で、この著作は理論的次元と実践的次元で意味のある貢献をすることができるだろう。

多くの近代国家は国家と共同体のために自分を犠牲にした人物を記憶して追悼するための国民的空間として国立墓地を建立して運営している。その点で韓国も例外ではない。現在、韓国には最初の国立墓地である国立ソウル顕忠院をはじめ、国立大田顕忠院、3つの湖国院、3つの民主墓地など計 8つの国立墓地がある。その中で、国立ソウル顕忠院は他の墓地とは全く違

う地位を持っているように見える。国民的支持を受けるためには、最も多くの政治家が最も頻繁に訪問している国立墓地が国立ソウル顕忠院であるという事実を思い出す必要がある。

一方、現在、そこは国家的アイデンティティを異にする政治勢力がぶつかる理念対立と葛藤の舞台となっている。

では、国立ソウル顕忠院のそのような現象と様相はどこに由来しているのか？この本はその質問に対する答えを探している。その問題に対する答えを見つけるために、本は大きく二つの視点に期待している。一つは、権力と国家の人類学的視点と、近代主義的な視点の上で国立墓地制度に近づく理論的観点であり、比較論的視点である。

国立ソウル顕忠院が通過してきた歴史的過程と理想的特性が墓域構成、造形物などを通じてどのように美学的に表象されるかを見ている。

【原著注】

- 1 高宗実録 1900 年 11 月 11 日 [韓国語]。
- 2 高宗実録 1900 年 11 月 11 日 [韓国語]。出処は上と同じ。
- 3 京郷新聞 1949 年 6 月 7 日 [韓国語]。
- 4 東亜日報 1950 年 6 月 21 日 [韓国語]。
- 5 京郷新聞 1950 年 6 月 21 日 [韓国語]。
- 6 週間仏教 1997 年 6 月 3 日 [韓国語]。
- 7 国立ソウル顕忠院 (2007) 『民族の魂』第 6 集、p.11 [韓国語]。
- 8 「国軍墓地の設置に関する建議書」(国防部、1952 年 1 月 9 日) [韓国語]。
- 9 国立ソウル顕忠院 (2007) 『民族の魂』第 6 集、p.13 [韓国語]。
- 10 「軍墓地令」(1956 年 4 月 13 日) [韓国語]。
- 11 李承晩、「第 3 代大統領就任演説文」、大統領記録館(www.pa.go.kr)
- 12 国立ソウル顕忠院 (2007) 『民族の魂』第 6 集、p.196 [韓国語]。
- 13 後の韓国大統領で当時少将 (第 2 野戦軍副司令官) だった朴正熙などが軍事革命委員会の名の下、起こした軍事クーデター。1961 年 5 月 16 日に発生したため「5・16 軍事クーデター」と一般的に言う。
- 14 国立ソウル顕忠院 (2007) 『民族の魂』第 6 集、pp.200-201 [韓国語]。
- 15 第 22 条(国軍墓地への安置)「愛国志士の遺骨、または遺体は遺族が望む場合に国軍墓地に安置できる」
- 16 「国務会議録：愛国志士の遺体の軍墓地安置の件」(1964 年 3 月 10 日) [韓国語]。
- 17 「国務会議録」(1964 年 3 月 10 日) [韓国語]。
- 18 「国務会議録：国家有功者の軍墓地の安置(愛国志士金光振)」(1964 年 6 月 23 日) [韓国語]。それ以前に愛国志士の韓興根が安置されたものの、関連文書が見つからず正確な日付は把握できなかった。
- 19 朴正熙 (2006) 『韓国国民に告げる』東西文化社、p.393 [韓国語]。
- 20 朴正熙 (2006) 『韓国国民に告げる』東西文化社、p.625 [韓国語]。
- 21 朴正熙 (1964) 「第 5 代大統領就任の辞」(1964 年 3 月 10 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 22 「国務会議付議案件の提出の依頼」(法制処、1965 年 3 月 15 日) [韓国語]。
- 23 「国務会議録(案件 227 号)」(法制処、1965 年 3 月 23 日) [韓国語]。
- 24 ハ・サンボク (2012) 「李明博政府と『8.15』記念日の解釈：保守の危機意識と言説政治」、『現代政治研究』第 5 巻第 2 号、p.113 [韓国語]。
- 25 Patrick Garcia, “Exercices de mémoire? Les pratiques commémoratives dans la France contemporaine.” Les Cahiers français: la mémoire entre histoire et politique n 303(2001), p.33.
- 26 ジ・ヨンイム (2004) 「韓国国立墓地における戦死者の祭祀に関する一考察」、『比較民俗学』27 集、p.487 [韓国語]。
- 27 キム・ヒョンソン (2000) 「『顕忠日』追悼の辞の内容と象徴化意味の分析：1961-1979」、『聽溪論争』第 2 集 15 号、p.210 [韓国語]。
- 28 李承晩 (1956) 「第一回顕忠記念日を迎えて」(1956 年 6 月 5 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 29 ジ・ヨンイム (2004) 「韓国国立墓地における戦死者の祭祀に関する一考察」、p.487 [韓国語]。
- 30 朴正熙 (1962) 「第 7 回顕忠日追悼の辞」(1962 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 31 朴正熙 (1964) 「第 9 回顕忠日」(1964 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 32 朴正熙 (1964) 「第 9 回顕忠日」(1964 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 33 朴正熙 (1966) 「第 11 回顕忠日追悼の辞」(1966 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 34 朴正熙 (1968) 「第 13 回顕忠日追悼の辞」(1968 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。

- 35 朴正熙 (1969) 「第 14 回顕忠日追悼の辞」(1969 年 6 月 6 日)、大統領記録館(www.pa.go.kr) [韓国語]。
- 36 ジ・ヨンイム (2003) 「顕忠日の創出家庭：殉国先烈と戦没将兵を中心に」『比較民俗学』第 25 集、p.598 [韓国語]。

【補注】

- i 韓国政治の宿命といわれる「地域感情」を基盤に生まれたのが「保守」対「進歩」の対立である。
- ii 1948 年 8 月 15 日の大韓民国建国直後、共産主義政党の南朝鮮労働党 (南労党) は各地の大韓民国国軍部隊に工作員を浸透させ、反乱や騒擾の機会を窺っていた。10 月 19 日、済州島で起きた済州島四・三事件鎮圧のため出動命令が下った全羅南道麗水郡駐屯の国防警備隊第 14 連隊で、隊内の南労党員が反乱を扇動、これに隊員が呼応し部隊ぐるみの反乱となった。反乱は麗水郡から隣の順天郡 (現在の順天市) にも及んだが、李承晩大統領は直ちに鎮圧部隊を投入し、1 週間後の 10 月 27 日に反乱部隊は鎮圧された。残兵はその後北部の山中へ逃げ込み、長くゲリラ抵抗が続いた。事件処理で韓国政府の左翼勢力摘発は過酷を極め、反乱部隊に加えて、非武装の民間人 8000 名が殺害された。多くの者が日本へ密航・逃亡し在日韓国・朝鮮人となる背景となった。

【参考文献】

- 井出明 (2018) 『ダークツーリズム 悲しみの記憶を巡る旅』幻冬舎
- 井出明 (2021) 『悲劇の世界遺産 ダークツーリズムから見た世界』文春新書